〃	第六十三回	十五億千百七十八万円	十五億千百十七万七千七百九十二円
〃	第六十四回	二十三億七千七百四万円	二十三億七千六百九万三千六十六円
〃	第六十五回	十億八千八百九十九万円	十億八千八百五十二万三千二十円
〃	第六十六回	十億八千七百二十八万円	十億八千六百八十四万六千八百八十四円
〃	第六十七回	十五億二千七百七十二万円	十五億二千七百十一万千四百十二円
〃	第六十八回	十一億七百三十七万円	十一億六百九十二万八千八百五十八円
〃	第六十九回	二十二億六千四百七十二万円	二十二億六千三百八十一万七千八百八円
〃	第七十回	十八億四千九百九十万円	十八億四千九百十六万三千五十二円
〃	第七十一回	三十八億八千四百二万円	三十八億八千二百三十六万千九十九円
〃	第七十二回	六十億七百四十九万円	六十億五百九万六千五百五十四円
〃	第七十三回	三十二億三千五百八十六万円	三十二億三千四百五十七万四千三百九十七円
〃	第七十四回	三十二億八百八十八万円	三十二億七百六十万千五百九十八円
〃	第七十五回	六十六億八千三百三十六万円	六十六億八千六十九万七千三百二十九円

〃	第七十六回	百六十二億六千百二十七万円	百六十二億五千四百七十九万千二百六十一円
〃	第七十七回	二百四十七億二百六十八万円	二百四十六億九千百八十五万三千七百五十四円
〃	第七十八回	三千万円	二千九百九十八万七千三百九十二円
〃	第七十九回	一億千万円	一億九百九十五万七千八百九十六円
〃	第八十二回	八千九百万円	八千八百九十七万六千七十四円
〃	第八十三回	三千九百二十五万円	三千九百二十三万九千五百七十九円
〃	第八十八回	千万円	九百九十九万九千三百八十四円
〃	第八十九回	一億六十五万円	一億六十四万九千七十八円
〃	第八百一回	三億二千八百三十一万円	三億二千八百十七万九千二百三十二円
〃	第八百二回	一億三千五百十万円	一億三千五百四万六千百九十四円
〃	第八百三回	七千二百一万円	七千百九十八万千三百十八円
〃	第八百四回	六千八百八十一万円	六千八百七十八万二千六百二円
合計		千五百九十三億二千三百四十五万円	千五百九十二億五千六百八十九万七千四百六十六円

○厚生労働省告示第三百二十九号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
名称	所在地	
（略）	（略）	
株式会社ウェルネット	東京都新宿区新宿二丁目五番十二号FORECAST新宿AVENUE二階	

2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

改正前		
名称	所在地	
（略）	（略）	
株式会社ウェルネット	東京都渋谷区代々木三丁目二十六番二号	

2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。